

各種委員会運営細則

1.会則第8条4項に基づき、理事会の下に次の委員会を設ける。

- (1)学術集会委員会
- (2)研修委員会
- (3)実験動物学教育委員会
- (4)情報・編集委員会
- (5)実験動物法規等検討委員会
- (6)前島賞選考委員会

2.理事会は委員長を会員から選任し、委員長は副委員長並びに適切な人数の委員を選任し、理事会の承認を得る。委員長及び委員の任期は理事の任期と同一とし、再任を妨げない。

3.理事会は各委員会に担当理事を配置する。

4.理事会は必要に応じて委員長会を開催することが出来る。

5.本細則の改廃は理事会の議決による。

6.本細則は平成8年4月2日より実施する。
本細則は平成17年4月15日より実施する。
本細則は平成24年6月1日より実施する。
本細則は平成26年5月14日より実施する。